中國醫藥大學與北見工業大學學生交流備忘錄

中國醫藥大學與北見工業大學，基於兩校簽訂學術與教育交流協議書之內容，為促進學術研究之推展及兩校間之友好關係，將依據下列條文進行大學部學生及碩博士生之交流事宜(以下稱之為「交換留學生」)。

1. 兩校「交換留學生」之交流期間以一年為期限。
2. 基於本備忘錄，每年雙方之「交換留學生」人數以三人為限。
3. 「交換留學生」由派遣學校自行選拔，接受學校具有是否同意學生入學之最後決定權。
4. 兩校大學部學生之交換資格必須在原校就讀滿二學年，但如有特殊情況者除外。
5. 代表中國醫藥大學之「交換留學生」，需具備以能參加北見工業大學之課程、討論及會議之日文或英文能力。同樣地，代表北見工業大學之「交換留學生」須具備一定之中文或英文能力，以能參加中國醫藥大學之課程、討論及會議。
6. 「交換留學生」之相關選課及研究主題由雙方指導教授討論決定之。
7. 「交換留學生」在交流期間所修得之學分，須經派遣大學之教務單位規定認定抵免學分。
8. 於中國醫藥大學交流期間之日本留學生，將以「交換留學生」身份註冊；於北見工業大學交流期間之台灣留學生，將以「特別聽講學生」身份註冊。
9. 兩方對於「交換留學生」不予徵收審查費、入學費及學費。
10. 原則上，由「交換留學生」本人或其所屬學校負擔機票費及在留期間之其他相關費用。
11. 兩校須確保提供交換留學生之住宿及相關協助。
12. 「交換留學生」必須遵守接受大學之校規及各項規定。
13. 此備忘錄有效期間自 2013 年 12 月 15 日起至 2018 年 12 月 14 日止，並可依兩校協議再次更新。

2013 年 12 月 15 日

台灣中國醫藥大學校長

黃　榮　村

2013 年 12 月 15 日

日本國北見工業大學校長

鮎　田　耕　一

北見工業大学と中国医薬大学との
学生交流に関する覚書

北見工業大学と中国医薬大学は、両大学が締結した学術・教育交流協定書に基づいて、研究の推進と両大学間の友好関係を促進するため、学部及び大学院学生の交換（以下「交換留学生」という。）を、次の諸事項により実施する。

1　両大学は、１年を限度として交換留学生を受け入れる。

2　両大学は、本覚書の下で、毎年３人を限度に受け入れるものとする。

3　交換留学生は派遣大学が選考するが、受入大学は、指名された学生を入学させるか否かについての最終的決定権を持つものとする。

4　両大学の学部レベルの交換留学生は、留学する年までに交換留学生が所属する大学において２年間の学習を終えた者とする。ただし、必要と認める場合は、この限りではない。

5　北見工業大学からの交換留学生は、中国医薬大学での講義・討議及びゼミに出席・参加するのに十分な中国語又は英語能力を持っていなくてはならない。　また、中国医薬大学からの交換留学生は、北見工業大学での講義・討議及びゼミに出席・参加するのに十分な日本語又は英語能力を持っていなくてはならない。

6　交換留学生は、両大学の指導教官と相談のうえ、受入大学における授業科目の履修及び研究分野を決定する。

7　交換留学生が履修した授業科目について修得した単位は、交換留学生の在籍する大学で定められた規程に基づき、互換することができる。

8　交換留学生の身分は、北見工業大学においては「特別聴講学生」として、中国医薬大学においては「交換留学生」として登録される。

9　両大学は、交換留学生に係る検定料、入学料及び授業料を相互に徴収しないものとする。

10　渡航費、滞在費その他留学に要する費用は、原則として交換留学生又は派遣大学が負担するものとする。

11　両大学は、交換留学生の宿泊施設の確保について支援するものとする。

12　交換留学生は受入大学の学則及び諸規則を遵守しなければならない。

13　この覚書は、2013年12月15日から効力を生じ、2018年12月14日まで有効とし、協議により更新できるものとする。

２０１３年１２月１５日

鮎田耕一

日本国北見工業大学長
鮎　田　耕　一

２０１３年１２月１５日

黄榮村

中国医薬大学校長
黄　　榮　村